

第3部第3章第4節 特殊な不当利得 705条-708条

設例1：次の各場面について、民法典に規定されている特殊な不当利得の場面に該当するものはどれだろうか。

(1)Aは自身の所有する山林の樹木を伐採して木材に加工して販売していた。あるときAは隣接する土地の樹木まで伐採してしまったがこれに気づかずに材木に加工して売ってしまった。隣接地の所有者であるBが、利得の返還を請求している。

(2)CはDとの間で金銭消費貸借を結び、50万円を借り受けた。その後CはDに対して50万円を返済したが、さらにその後、Cは返済をしたことを知りつつDに再び50万円を支払った。Dは一度返済を受けたことをすっかり忘れてしまっており、そのまま50万円を受け取った。Cは2度目の支払いは法律上の原因のないものであるとして、Dに返還を求めている。

(3)EとFはE所有の自動車について売買を締結した。ところが売買に当たってFによる詐欺(96条1項)があったことがのちに判明した。そこでEは詐欺に基づく取消しをして、自動車の返還を請求している。

(4)GはH所有の自転車を無断で持ち出して利用し、自宅に保管していた。その事実気づいたHは、Gに対して自転車の返還を請求している。

[構造全体、第3部第1章・第2章]